

日頃から高齢者の方と接することの多い業種の方や市内を巡回されるような業種の方は
いませんか？

※見守り活動とは、日常業務の中で無理なく取り組んでいただく地域貢献活動です。

☐ 新聞や郵便物が数日間たったままになっている
☐ 洗濯物が夜になっても干しっぱなしになっている
☐ 扉が開いているが、呼びかけても返事がない

等

新聞販売業者・コンビニ・スーパーマーケット・運送業者・銀行・配食サービス業者 等々

協定を結んでいただいた事業所様は、桜井市HPに事業所名を掲載させていただきます。

桜井市では、現在30以上の事業所と協定を結んでいます。（令和5年7月時点）
様々な方が、ほんの少しだけ地域の人のことを気に掛けていただくことで、誰もが
安心して暮らせる地域づくりにつながります。ご協力をよろしくお願い致します。

桜井市地域見守り活動イメージ図



見守り協定を
結んだ事業所

① 日常業務の範囲内で、新聞・郵便物等が何日分もたまっている等「ちょっと様子がおかしいかな?」「何かいつもと違うかな?」といった気になるサインに気付いたら桜井市役所高齢福祉課へ連絡



【桜井市地域見守りに関する連絡先】

桜井市役所 高齢福祉課 地域包括ケア係

☎ 0744-42-9111 (内線2172)

② 桜井市は、対象者の情報の把握、関係機関に連絡、対象者宅への訪問等行い、対応や結果等を連絡いただいた事業所へ報告

※緊急対応時



明らかに室内または敷地内で人が倒れているときは、まず救急車（119番）、次に警察（110番）へ連絡してください。その後桜井市へ連絡をお願いします。
※開庁時間（平日8:30～17:15）外の場合は後日連絡をお願いします。